

「取引所外国為替証拠金取引規程」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

新	旧
<p data-bbox="276 293 671 322">取引所外国為替証拠金取引規程</p> <p data-bbox="557 338 783 367">岩井証券株式会社</p> <p data-bbox="228 387 783 416">登録番号：近畿財務局長（金商）第 <u>335</u> 号</p> <p data-bbox="165 506 711 535">この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行します。</p>	<p data-bbox="920 293 1316 322">取引所外国為替証拠金取引規程</p> <p data-bbox="1204 338 1431 367">岩井証券株式会社</p> <p data-bbox="914 387 1431 416">登録番号：近畿財務局長（金商）第 <u>3</u> 号</p>

取引所外国為替証拠金取引規程

岩井証券株式会社

登録番号：近畿財務局長（金商）第 335 号

第 1 条（規程の趣旨）

1. 本規程は、お客さまが岩井証券株式会社（以下「当社」といいます）の取引所外国為替証拠金取引（以下「本取引」といいます）大証 FX を利用される上で、本取引に関する権利義務関係および本取引に関する取り決めです。

2. お客さまは、本取引を行うにあたって本規程の内容を承諾し、本取引の特徴、リスクおよび仕組み等に関する内容を十分に把握・理解し、お客さまの判断と責任において取引を行うものとします。

第 2 条（法令等の遵守）

本取引の利用にあたり、お客さまは当社に取引所外国為替証拠金取引口座（以下「本口座」といいます）を設定し、金融商品取引法その他の法令、諸規則、取引所 FX 取引口座設定約諾書、ならびに本規程および本規程に基づき当社が取り決めた定め等を遵守するものとします。

第 3 条（本口座の開設基準）

1. お客さまは、以下の要件全てを満たす場合に本口座を開設できるものとします。

- ① 当社の証券取引口座（以下、「イワイ・ネット取引口座」といいます）を開設していること。
- ② 本規程、「取引所 FX 取引口座設定約諾書」「取引所外国為替証拠金取引説明書兼リスク説明書」「取引所外国為替証拠金取引ルール」の内容を十分に理解し、すべてに同意の上、お客さまご自身の責任と判断で取引できること。
- ③ 常時、電話で連絡が取れること。
- ④ インターネットが利用できる環境があること。
- ⑤ Eメールアドレスがあり、常時Eメールでの連絡が取れること。
- ⑥ 報告書等は全て電磁的な交付方法であることに同意すること。
- ⑦ 金融先物取引業務に従事する従業員等でないこと。
- ⑧ 満年齢 75 歳未満であること。法人の場合は取引責任者を基準とする。
- ⑨ 成人であり学生ではないこと。法人の場合は取引責任者を基準とする。
- ⑩ その他当社が必要と定める要件

2. お客さまから本口座の開設申込みがあったときは、当社はその可否を審査し、本口座の開設を承諾した場合に、お客さまは本取引を行うことができます。

3. 当社は、前項において本取引口座の開設を不可とした場合でも、その理由は開示しないものとします。

第4条（本口座による処理）

お客さまが、当社との間で行う本取引において、取引を行うために当社に差し入れる証拠金（以下「取引証拠金」といいます）、通貨の売買にともなう当該通貨の買付代金および売付代金の差金、計算上の損益金、追加証拠金、その他の本取引により授受する金銭は、すべて本口座で処理するものとします。

第5条（取引方法）

お客さまは、本取引に係わるインターネット上のウェブサイト及び本取引専用ソフトからのみ本取引を行うことができるものとし、システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法により行うことはできません。ただし、当社が必要と認めた場合は除きます。

第6条（取引の諸条件、売買注文の指示、取引手数料等）

1. 本取引に関する次の各号の事項は、当社が定めるものとします。また、当社は、システム障害、その他当社が必要と認める場合、予告なく、これらの事項を変更、制限することができるものとします。

- ① 取引できる日および時間
- ② 取引できる通貨ペア、数量、ポジション
- ③ 注文の有効期間、内容、執行の条件・方法等、取引にかかる諸条件
- ④ 1取引単位あたりの必要証拠金額

2. お客さまは、本取引の注文を行うときは、前項により定められた範囲内で、通貨ペア、売買の種類、取引数量、その他当社が定める必要な事項を指示するものとします。お客さまの注文が約定した場合、当該注文がお客さまの手違いによるものであっても、当該注文および約定を取り消すことはできません。また、これに関して当社は一切責任を負いません。

3. お客さまは、本取引の注文が約定した場合、当社が別途定める取引手数料、その他の諸経費を当社に支払うものとします。取引手数料は、当社の判断で変更することができるものとします。

4. 本条第1項の変更、制限についてはお客さまの取引状況等により、当社の判断で予告なく、個別のお客さまに対して実施することがあります。

第7条（注文の執行）

お客さまが当社に発注された売買注文が、以下の項目のいずれかに該当した場合、当社は注文の執行を行わないものとします。ただし、当社が必要と認める場合はこの限りではありません。

- ① お客さまの本取引口座における取引証拠金金額が不足する場合。
- ② お客さまの売買注文の内容が本規程ならびに当社の定める本取引に関する取り決め等に違反すると判断した場合。

第8条（注文等の取次、委託）

お客様の注文及び本取引に関連する業務は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」といいます)に取次または委託することにあらかじめ同意いただく事とします。

第9条（注文の取消・変更）

お客様は、発注した売買注文の取消・変更を行う場合は、当社が定める時間の範囲内に限り、本取引に係るシステムを利用して、当該取消・変更ができるものとします。

第10条（売買注文等の照会）

お客様は、自己の売買注文等の取引の内容を照会する場合は、本取引システムを利用するものとします。

第11条（為替レートおよびスワップポイント）

お客様は、本取引に係る為替レートおよびスワップポイントは、取引所が提示する為替レートおよびスワップポイントが適用されることをあらかじめ承諾するものとします。

第12条（取引内容の確認）

お客様は、当社との本取引の内容等については、当社の提供するシステムにより取引の都度、速やかに確認するものとします。また、お客様は、当社が本取引に係わる取引報告書等を当該システムによる電子交付により行い、書面による送付は行わないことに同意するものとします。

第13条（取引証拠金）

お客様は、当社と行う本取引に係る取引証拠金の取扱いについて、次に定める各号を承諾するものとします。

- ① お客様は本取引から生じる当社に対するお客様のすべての債務を担保するため、取引証拠金の必要額として当社が定める金額以上の金銭を本取引開始前に当社が定める方法により本口座に差し入れること。
- ② 当社は本取引により差損益金が生じた場合、お客様に事前に通知することなく当該差損益金を取引証拠金に充当し、または、取引証拠金から差し引くことができるものとする。
- ③ 取引証拠金は円貨をもって差し入れること（有価証券等で代用することはできません）。
- ④ お客様が差し入れた本取引に係る取引証拠金の引出しについては、本規程および当社の定めるところによること。
- ⑤ 当社は、異常な相場変動発生等の事由により1取引単位あたりの必要証拠金額を変更することができることとし、1取引単位あたりの必要証拠金額を変更した時は、遡及的に変更前のポジションの取引証拠金に対しても変更後の発注証拠金額を適用できること。
- ⑥ 前各号に定める事由の他、本取引に係る取引証拠金の取扱いには、当社の定める事項に従うことに異議のないこと。

第 14 条（取引証拠金の追加差し入れ）

1. お客様の保有ポジションを取引所の定める時間、為替レート、スワップポイントにより評価し、お客様の本取引口座に預託された取引証拠金の金額と評価損益、スワップポイントおよび決済損益の各相当額との合計金額より未払い手数料を差し引いた金額が証拠金所要額を下回った場合、お客様は当社が定める日時までに、当社が指定する金額を当社の定める方法により本取引口座へ差し入れるものとします。お客様が、当該追加証拠金を差し入れることを行わない場合、お客様は当社が定める日時までにお客様が保有するすべてのポジションを決済するために必要な転売または買戻しを行うものとします。
2. 前項に定めた追加証拠金の差し入れまたは転売・買戻しを当社が定める日時に当社において確認できない場合、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様のすべての保有ポジションをお客様の責任と計算において、転売または買戻しを当社任意の方法・日時で行なうことができるものとします。
3. 追加証拠金の有無ならびにその金額の確認は、お客様が本取引に係る取引システムを利用し自ら行うものとします。

第 15 条（ロスカットルール）

1. お客様は、次に掲げるロスカットルールの内容を十分理解・承認した上で、お客様の判断と責任において本取引を行うことを確認するものとします。また、当社が定めるロスカットルールに該当した場合、その執行がなされることに異議のないものとします。
 - ① ロスカットルールが適用された場合は、お客様保有の全てのポジションをお客様に通知することなく、当社が任意で反対売買することができること。
 - ② ロスカットルール執行において、為替レートの状況によりロスカット基準から、大きく乖離した価格で約定することもあり、必ずしも損失を予想額に留めるとは限らないこと。
 - ③ 前各号の結果、生じた損害については、当社がその責を負わないこと。
 - ④ ロスカットルール執行による反対売買の結果、残債務がある場合、お客様は当社が指定する日時までに当社に対して残債務の弁済を行う必要があること。
2. 前項のロスカットルールについては、当社の判断によって変更することができるものとします。

第 16 条（強制決済、期限の利益の喪失）

1. お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社は当社の任意により、お客様が保有する未決済ポジションの全部または一部についてそれを決済するために必要な反対売買を当社任意の為替レートをを用いてお客様と行うことができるものとします。またこの場合、当社からの通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対する本取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押えまたは競売手続の開始があったとき。
- ④ お客様が当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
- ⑤ 氏名・住所変更の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由によってお客様の所在が不明となったとき。
- ⑥ 死亡したとき、または心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難もしくは不可能となったとき。

2. お客様が本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は当社の任意により、当該遅滞に係る未決済ポジションを決済するために必要な反対売買を当社任意の為替レートを用いてお客様と行うことができますものとします。またこの場合、お客様は当社の請求によって、当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

3. 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客様は、当社の請求により、当社の指定する日時までに、お客様が保有する未決済ポジションの全部または一部についてそれを決済するために必要な反対売買を、当社に注文するものとします。当該日時までに、お客様が反対売買の注文を行わないときは、当社が任意にそれを決済するために必要な反対売買を当社任意の為替レートを用いてお客様と行うことができることに、お客様は異議ないものとします。またこの場合、お客様は当社の請求によって、当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

- ① お客様の当社に対する本取引以外の一切の債務のいずれかについて一部でも履行を延滞したとき。
- ② お客様の当社に対する本取引以外の債務について差し入れている担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
- ③ お客様が本規程またはその他一切の当社との取引約款、取引規程のいずれかに違反したとき。
- ④ 前各号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- ⑤ 第17条第1項各号に該当したことにより本口座が解約されたとき。
- ⑥ お客様が本取引を行うことについて不適格であると当社が判断したとき。

4. 当社は、当社が必要と認めるときは当社の任意により、お客様に事前に通知することなく、お客様が保有するすべての未決済ポジションについてそれを決済するために必要な反対売買をお客様と行うことができますものとします。ただし、当社はこの反対売買による決済を行う義務を負わず、当社がこれを行わなかった場合でも当社は一切責任を負いません。

第17条（口座の解約）

- 1. お客様について次の各号の事由のいずれかに該当し、また当社が必要と認めるときは、お

客さまとの間のすべての本口座は解約されるものとします。ただし、解約時においてお客さまが当社と行う本取引の未決済勘定が残存する場合、またはお客さまが当社に対する本規程に基づく債務が残存する場合は、その限度において本規程は効力を有するものとします。

- ① お客さまが当社に本口座の解約を申出たとき。
- ② お客さまが本規程もしくは当社が定める本取引のルール、関係法令諸規則、その他当社の取引約款・規程のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告したとき。
- ③ 第31条に定める本規程の変更にお客さまが同意しないとき。
- ④ やむを得ない事由により、当社がお客さまに対し解約の申出をしたとき。
- ⑤ お客さまが第3条の口座開設基準を満たさなくなったとき。

2. 前項において、当社の要した解約に係る費用は、その都度、お客さまは当社に支払うものとします。

第18条（相殺）

1. 当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客さまの当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず、お客さまに事前に通知することなく、いつでも当社は相殺できるものとします。

2. 前項の場合、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客さまの代わりに諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。

3. 前項目によって相殺をする場合は、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし債権債務の利率、本取引に係る当社に対する債務の遅延損害金の率および当社に対するその他債務の遅滞損害金の率については当社の定める利率によるものとします。

第19条（担保物、占有物の処分）

お客さまが当社に対し負担する債務を当社が定める所定の日時までには履行しないときは、当社は、お客さまに通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、取引証拠金として差し入れを受けた現金および当社が占有しているお客さまの有価証券等をその方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済を行った結果として残債務がある場合は直ちに弁済を行うものとします。

第20条（充当の指定）

債務の弁済または第18条の相殺を行う場合、お客さまの債務の全額を消滅させるのに足りないときは当社が定める順序方法により充当ができるものとします。

第21条（遅延損害金の支払い）

お客さまは、本取引に係る当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に

対し履行期日より履行日まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金を支払うことに異議のないものとします

第22条（免責事項）

次に掲げる各号を含め、当社の故意または重過失によらずしてお客さま、または第三者に発生した損害または費用（以下「損害等」といいます）については、当社はその責を負わないものとします。

① 天災地変、政変、経済事情の激変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、各国政府による規制等の不可抗力、システム障害またはその他当社の責めに帰することのできない事由により、本取引の執行、金銭の授受、証拠金の振替、預託または事務手続き等が遅延または不能となったことにより生じた損害等。

② 電信、郵便、電子メールまたはインターネットの誤発信、誤謬、遅延、未達等当社の責めに帰することのできない事由により生じた損害等。

③ 当社所定の書類に押印した印影または署名と届出印の印鑑または署名と相違ないものと当社が認めて、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害等。

④ お客さま、当社、当社提携先および取引所のそれぞれを結ぶすべてを含む通信回線およびシステム機器について、以下の事由により、注文が発注されないまたは誤発注されることによって生じるお客さまの損害等。

（a）当社の故意によらない通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能または誤作動等。

（b）天災地変その他やむを得ない事由による通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害。

⑤ 本取引における取引の速度及び回線の混雑等を事由とした損害等。

⑥ お客さまのログインID、パスワード等につき、お客さまご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行われた取引により生じた損害等。

⑦ その事由の如何を問わず、お客さまのパスワード等または取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害等。

2. 当社に登録されているお客さまのログインID、パスワード等と、お客さまが入力されたログインID、パスワード等が一致しなかったために取引が行えなかったことにより生じた損害等。

3. 本取引に関し提供する情報及び付帯するサービス情報の誤謬、伝達遅延、欠落および中断により生じた損害等。

4. お客さまが本規程もしくは本取引の内容または取引方法について誤解または理解不足であったことにより生じた損害等。

5. やむを得ない事由により、当社が本取引に係るサービスを停止し、または中止したことにより生じた損害等。

第23条（届出事項の変更届）

お客さまが当社に届け出た氏名もしくは名称、住所もしくは所在地、届出印、電話番号、電子メールアドレス、その他の事項に変更があったときは、当社所定の手続きにより、遅滞なくその旨を当社に届出をするものとします。

第 24 条（サービス利用の制限）

当社は、お客さまが本取引を行うことが不相当と判断した場合には、お客さまの本取引に係るサービスの利用を制限し、または禁止することができるものとします。

2. 当社がお客さまの本サービスの利用を禁止した場合には、お客さまは直ちに期限の利益を喪失します。

第 25 条（サービス内容の変更）

当社は、お客さまに事前に通知することなく、本取引に関して提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

第 26 条（サービスの中止及び廃止）

やむを得ない事情がある場合、お客様に対する事前に通知することにより、当社はサービスの提供を中止または廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾します。

2. お客様は、前項により通知されたサービスの中止・廃止日までに、すべてのポジションを反対売買し本取引を終了することに承諾します。

3. お客様は当該中止・廃止日にお客様のポジションが残存する場合には、当社が任意に反対売買を行うことをあらかじめ承諾し、当社に対する本取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

第 27 条（公租公課）

お客さまは、本取引に係る公租公課をお客さま自身の負担により支払うものとします。

第 28 条（通知の効力）

お客さまが当社に届け出た住所または所在地、もしくは電子メールアドレスあてに、当社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとします。

第 29 条（政府機関宛報告書等の作成および提出）

1. お客さまは、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客さまに係る本取引の内容その他を、日本国等政府機関宛に報告することに異議のないものとします。この場合、お客さまは当社の指示に応じて係る報告書その他の書類（電磁的記録を含みます。次項において同じ）作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害に

については、当社は免責されるものとします。

第30条（適用法令および合意管轄）

本規程は、「金融商品取引法および関連諸法令・諸規則」「外国為替および外国貿易法」等その他の日本国の法律に準拠し、取引所FX取引口座設定約諾書ならびに当社が取り決める本規程に従って解釈されることとします。また、当社との間の本取引に起因または関連する訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することとし、お客様はこの事をあらかじめ承諾します。

第31条（規程の変更）

1. 当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他当社が必要と判断した場合は本規程を変更することができます。この場合、当社はその変更事項をウェブサイトに掲示する等、当社が定める方法によりお知らせします。

2. 本規程の変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する、またはお客様に新たな義務を課すものであるときにおいて、所定の期日までにお客様から異議の申出がない場合は、お客様が規程の変更に承諾したものとみなします。

以上

平成22年7月